

令和4年度第2回さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク 議事録

- 1 日 時 令和4年11月11日(金) 10時～11時40分
- 2 会 場 さいたま市立教育研究所 第2研修室
- 3 出席委員 沢崎 俊之 神尾 尊礼 溝口 景子 久世 晴雅 橋本 哲
(敬称略) 増永 裕一 西脇 賢一 渡津 一浩 若松 隆 田邊 泰
内河水穂子 直井 将成 瀬戸口憲二 辻村 佳久 長澤 和哉
浅見 正史 (小田嶋 哲 委員の代理)
- 4 欠席委員 松本 雅彦 松本 敏雄 望月 三之 根本 淑枝 須藤 明
(敬称略) 八島 健 三島 公夫 竹越 利之 富岡 智子 高橋 篤
小田嶋 哲
- 5 事務局 池田 喜樹 子ども未来局長
安部 健一 子ども育成部長
栗原 ゆり 子ども育成部参事兼青少年育成課長
金子めぐみ 青少年育成課管理育成係長
武井 悟 青少年育成課主査
辻本 勇真 青少年育成課主事
- 6 説明者 山本 志織 指導2課主席指導主事兼生徒指導対策係長
中澤 佑介 指導2課主任指導主事
小松 伸弘 総合教育相談室主席指導主事兼相談係長
清水 雄平 総合教育相談室主任指導主事

7 議 事

1 開会

資料確認

①会議資料 次第

委員名簿

資料つづり

1－(1) 令和4年度青少年育成事業の取組

1－(2) 子ども家庭総合支援拠点 新規相談受付件数について

1－(3) 児童いじめ相談受付件数

2－(1) さいたま市におけるいじめの現状

2－(2) 令和4年度「いじめ防止シンポジウム」

2－(3) いじめ相談件数(相談先別)の推移について

2－(4)「不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）」状況報告
(参考資料)

3－(1) さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク規則

3－(2) さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク運営要綱

②子ども家庭支援課パンフレット「子ども家庭総合支援拠点をご利用ください」

③神尾委員提供資料「埼玉弁護士会の取り組み」

④田邊委員提供資料『「さいたま市生徒指導・教育相談研究会」の御案内』

⑤いじめ防止啓発用ポケットティッシュ

2 あいさつ

3 議事

(1) いじめ防止のためのさいたま市の取組について

①市長部局の取組について

○資料1－(1)、1－(2)により、青少年育成課から説明

- ・青少年育成事業の取組について説明。
- ・子ども家庭総合支援拠点の相談件数について説明。

○資料1－(3)により、令和3年度、令和4年4月から9月までの児童いじめ相談受付件数について長澤委員から説明。

<質疑・応答>

(沢崎委員長)

児童いじめ相談件数について、小学生からの相談が6件は、多いと思うが、内容はどのようなものか。また、電話による相談なのか。

(長澤委員)

相談内容については、今、手元に資料がない。また、全部電話による相談である。

②教育委員会の取組について

○資料2－(1)、2－(2)により、指導2課から説明

- ・いじめの認知件数について報告。件数が増加している理由としては、部活動等が再開され、接触する機会が増えたからと捉えている。また、いじめの定義について認識が広がり、いじめと認知して対応していることもある。今後も高いアンテナを立てて、積極的に認知、対応するよう学校に働きかける。
- ・8月24日に開催した「いじめ防止シンポジウム」では、いじめを自分事として考えられるようにと取り組んだ。実施後のアンケートでは、肯定的な意見が多かった。

○資料2－(3)、2－(4)により、総合教育相談室から説明

- ・いじめ相談件数(相談先別)の推移について説明。
- ・今年度4月から始めた「不登校等児童生徒支援センター（G r o w t h）」について、9月までの児童生徒の参加状況について説明。

<質疑・応答>

(沢崎委員長)

「いじめ防止シンポジウム」は、ここにいる委員の中にも参加された方がいる。私も昨年度参加させていただいた。

今年度は、講演の内容などさらに充実していたようだ。いじめについて相談することに対する生徒の考え方についての発言もあり、相談することの大切さについてもしっかり考えを深めていた。私たち地域が支えていくことの大切さも再認識した。

(2) 子どもの状況、各団体の取組について

(沢崎委員長)

それぞれの団体・機関のいじめ防止の取組について、子どもの状況について情報があつたら紹介していただきたい。

まず、資料提供くださった弁護士会の神尾委員、弁護士会の取組について紹介してほしい。

(神尾委員)

弁護士会の取組について説明する。

私たち弁護士会は、いじめに対して、相談を受けてからだけでなく、積極的に、起こらないように、起こっても早く対応できるようにと取り組んでいる。

一つ目として、スクールロイヤー事業がある。アドバイザーとして、学校、保護者、児童生徒のため、安心、安全な学校のために取り組んでいる。

先生向けの講演を行ったり、学校と保護者の方との軋轢の相談を受けたりしている。

二つ目として、いじめ予防授業があり、一番力を入れて取り組んでいる。学校からの依頼を受けて、私たち弁護士が各クラスに1名ずつ入り、授業を行っている。

小学校の中・高学年対象に行うことが多く、今年度は、現在17校から申し込みがあつた。リピーターが増えて、担当者を増やしている。

授業内容としては、子どもが対象なので、いじめとは何かから始まり、ラインやチャット、SNSがいじめの温床になりやすいなどの話をすることが多い。小学生、中学生は興味をもって取り組み、毎回、最後に質問攻めにあつたりして、大いに盛り上がる。

去年から保護者向け学習会を実施している。これまで家庭をないがしろにしていたのではないかとの反省から、力を入れようと考えている。まず、中学校に行き、保護者向けの講演会を実施した。また、オンラインでも保護者向け講演会を実施しようと考えている。

(沢崎委員長)

次に民間の教育機関におけるいじめ防止の取組、子どもの状況について紹介してほしい。おおぞら高等学院 橋本委員、スポーツ協会 増永委員、国大セミナー 西脇委員、社会福祉事業団 若松委員、の順にお願いする。

(橋本委員)

おおぞら高等学院は、通信制高校のサポート校である。通信制高校の生徒が 通える場

所としてキャンパスがあり、その一つが大宮キャンパスである。

通信制であり、受講はオンラインも対面もOKとしている。1年生は7割が教室で受講している。これは、コロナで中学校でいろいろな活動ができなかったことが影響しているようだ。

登校すると、トラブルも増える。初期段階でキャッチして対応できるように、スマホアプリを活用して担任と生徒で連絡を取ったりしている。相談対応は、SNSと直接対面と、半々ぐらいである。いろいろな窓口があって、相談しやすいようにすることが大事だと考えている。

今年、生徒の発案で「あいさつ運動」を実施している。朝、5～6人の生徒が学校の前に立ち、あいさつをしている。当初、反対の声もあったが、継続している。生徒同士のあいさつは「いじめ防止のための五ヶ条」にもある通り大事なことで考え、今後も続けて取り組ませたい。

(増永委員)

いじめ相談件数が増えているのは、一見よくないことのようにも思えるが、市長部局と教育委員会とで様々な取組がされている中で、むしろ積極的な取組をしている結果として非常に評価できるものと考えている。小さなものも含めると、いじめはたくさん起きていると思うが、このネットワークで取り上げているような取組を通じて、「いじめはいけない」「見て見ぬふりはいしない」という意識が広がり、積極的に相談しようということにつながるとよい。

スポーツ協会は、市内234のスポーツ少年団の指導者や保護者等に対して、暴力、暴言をなくして、子ども達がスポーツを楽しくできるよう指導するように、研修会等を行っている。今後も、スポーツを通してチームワークや正義感、人とのコミュニケーション能力を培うことで問題を円滑に解決できる能力を身につけることができるよう啓発等に取り組みたい。また、ネットワークを通して委員の皆さんと連携していきたい。

(西脇委員)

相談対応をしていると、大きなことになっていくこともある。いじめ問題につながる相談もあり、いじめる側にも入っていかねばならず、対応に苦慮している。例えば、些細なトラブルからいじめにつながりそうになり、講師が間に入って面談したところ、講師の対応が問題にされてしまったことがある。間に入って、信頼関係を築きながら保護者を巻き込んで対応している。

(若松委員)

当法人は、公立放課後児童クラブ74か所、児童センター18か所を運営している。児童センターでは、11月1日から、子ども相談窓口を設置した。いじめやヤングケアラーの相談を含む子どもの相談を受け付けている。今まで受け付けていなかった訳ではなく、改めて掲示して相談室の場所を確保したということ。

児童センターのメリットは、気軽に立ち寄って話ができること。他の機関と違った切り口から対応することができる。

直接職員に話せない子どものために「相談箱」も設置した。回答も、子どもに合わせて、声をかけたり、掲示したりしている。また、相談窓口を知ってもらうために「SO

Sカード」を全ての市立小・中・高校の児童生徒に配布した。教育委員会、学校に協力していただき、感謝している。

いじめやヤングケアラーなど、内容によっては区の支援課と情報共有している。

(沢崎委員長)

かなり積極的に取り組んでいることが分かった。児童センターを利用している子の年齢層を教えてほしい。

(若松委員)

0歳から18歳までで、中・高校生もいる。就学前の子と小・中・高校生の割合は、半々ぐらいである。

(沢崎委員長)

次に、学校、PTAの取組状況、子どもの様子について紹介してほしい。

(田邊委員)

中学校長会の取組について説明する。

今年度、「さいたま市生徒指導・教育相談研究会」を立ち上げた。生徒指導上の様々な問題が深刻化する中、勉強する機会が必要だと考えた。そこで、スキルアップすることを目的に、月に1回として勉強会を始めている。

中学校長会が主催で日本生徒指導学会関東支部会が共催し、相馬誠一先生、会沢信彦先生、藤平敦先生に指導いただき、これまで3回勉強会を実施した。指導主事、小・中・特別支援学校の校長、教頭、教員、養護教諭、さわやか相談員等が参加している。

11月19日には、元文部科学省の藤平敦先生にいじめについてのお話をさせていただく予定だ。12月には、いじめの事例検討会を計画している。

自主的な会なので、参加者は意欲をもって取り組んでいる。細々とでも、継続していこうと考えている。次年度も続けていきたい。

(内河委員)

市立特別支援学校の状況についてお話しする。

先程のいじめ防止シンポジウムの開会宣言をしたのが、本校の生徒である。

いじめ、障害理解、心のバリアフリーという言い方もあるが、様々な所で理解して関わってもらえるよう取り組んでいる。

今年度、小・中学校と「交流及び共同学習」を行い、地域の小・中学校の子と交流している。校外学習では、市内の様々な人と関わっている。取り組むにあたって留意しているのは、事前の打合せである。小・中学校一校一校に、教員と保護者が同行し、細かく打合せを行っている。校外学習では、市内の商店等を利用させてもらう際に、トイレの場所や食事のとり方など事前に細かく打合せをして、理解・協力をいただいている。温かく受け入れていただいて、児童生徒も大喜びして参加している。「利用させていただきたい」と頼むと「どうぞどうぞ」と受け入れてくださる。

地域社会で活動できる場面が増えて、今後も、子どもと地域の方と関わり合っていきたい。

(溝口委員)

PTA協議会の取組についてお話しする。

資料の5ページにも掲載していただいた、PTA協議会が設定した「いじめ防止スローガン」を毎回、会議の冒頭に全員で唱和している。

今年度の取組としては、9月に指定都市情報交換会をさいたま市で開催した。分科会で、いじめや不登校に関わる団体の代表者にウェブ上で参加していただいた。

また、PTA協議会で運営しているワイド保険制度に、トラブルの費用も補償できるようにした。弁護士を依頼する費用やSNSに書き込みされたのを削除してもらうための費用を補償するプランであり、利用者が多い。

自分の子どもについては、学校、行政に協力していただき、笑顔で学校から帰ってくれば有難い。

(沢崎委員長)

他の委員からも発言をお願いしたい。

(渡津委員)

これまでの話を聞いていて、とても勉強になった。ネットワークのいろいろな機関・団体の取組を知ることができた。

青年会議所では、わんぱく相撲を実施していて、子どもと関わる機会が多くなった。そうすると、いじめの相談を受けることもある。このネットワークに参加して、これまで知らなかった知識、情報もたくさん知れてよかった。

(直井委員)

いじめ防止シンポジウムに相原市警察部長が参加させていただいた。とてもすばらしい会だったとの話があった。子どもが主体となって、いじめについて考えていたと。主体的に考えられる子もいる、一方で被害者の側になる子もいる。子ども達にとって、いろいろな相談窓口があることが心強い。市内各警察署の生活安全課、相談係でも相談を受け付けている。もし警察の力が必要なら連絡し、相談してほしい。

(瀬戸口委員)

人権擁護委員は、主に人権教室、人権相談、啓発活動を行っている。

人権教室では、小・中学校がメイン。教育委員会経由で授業の依頼が来る。今年度、今のところ小・中学校での実施はなく、幼稚園3園で実施した。

人権相談は、毎月定例で浦和パルコ、中央区役所で対面での相談を実施している。また、法務局で電話相談を受け付けている。いじめについて直通電話にも対応している。啓発活動については、中学生対象の人権作文の募集を行っている。また、ミニレターを配布して、いじめ等の具体的な相談について手紙形式で書いてもらい、返事を書いて渡している。

私達は、学校に行って、人権についての授業がしたいので、声をかけてほしい。

(辻村委員)

心の健康センターは、精神保健福祉に特化した専門の相談機関である。主に、心の悩み、依存症、引きこもり、自殺対策等について対応している。

子どもに対しては、週2回相談を実施している。小学生から中学3年生までを対象にしている。いろいろな案件があり、子どもの悩み、家庭の状況等本人だけの問題でない内容、学校の先生との確執等々である。教育相談室等と連携し、信頼関係を築きながら解

決できるよう取り組んでいる。

特に最近では、コロナの影響か、学校に行けなくなったとか、自傷行為やゲーム依存の相談が多い。背景に心に悩みがあるのではないかと考え、決できるよう取り組んでいる。

子どもだけでなく、大人でも引きこもり等様々な問題に対応している。各相談機関と連携していきたいので、連絡してほしい。

(浅見学校教育参事)

小田嶋副教育長に代わって参加させていただいた。さいたま市の子どものために様々な機関が連携・協力し、様々な相談窓口もあり、ありがたい。

平成25年に法律が制定され、当初は「いじめ0」をスローガンにして取り組んでいた。文部科学省から、ひやかしやからかい、いやなことを言われた等の以前は指導して解決としていたものもいじめとされた。

悪質ないじめもあるが、ひやかしやからかいが多く、小学校の低学年でも起きている。大人も考え方を変えないといけない。早い段階から小さな芽を摘み取っていかねばならない。

対応に苦慮する案件もあるが、組織で情報共有し、スクールロイヤーの助言をいただきながら、各校を支援している。SNS等による見えないいじめも増えている。小さな芽も摘んでいけるよう、今後も取り組んでいきたい。

(沢崎委員長)

最後に久世副委員長をお願いしたい。

(久世副委員長)

青少年育成さいたま市民会議の会長をとして、理事会や常任理事会を開催する度に、各地区会長にいろいろと情報提供している。その中で、地区会長が正しく理解しているのか不安になることがある。例えば、コミュニティ・スクールについて。

学校運営協議会を開いていると思うが、もう少し学校から話してもいいのではないか。昨今、いろいろな情報が私には来る。学校運営協議会では、よく話してほしい。地区会長には、分からなかったら直接校長や教頭に聞きなさいと話している。

いじめられた子をかばったことでいじめられた子の親が、私のところに相談に来た。そこで、「地域の目」が大切だと思った。私は「どうしたのですか」と親から話を聞き、一番心配なのは子どもだから、家庭に居て子どもの話をしっかり聞きなさいと助言して、解決に向かった。

地域の保護者と我々「地域の目」とがもっと交流すべきだ。

朝、立っていて「おはよう」と声をかけて「おはよう」が返ってくるのが、初めは50～60%だった。今は70～80%になった。あいさつが「地域の目」となり、いじめ防止につながると考えている。

各地区で、年に一度でいいので、地域懇談会を開き、学校のために情報交換する場を作してほしい。

(沢崎委員長)

時間になったのでここで終了とし、司会を事務局にお渡しする。

4 その他

事務局から、いじめ防止の啓発品について、いじめのないまちづくりネットワーク委員の任期について連絡をした。

5 閉会